

特別徴収の要件

以下の要件全てに該当する世帯の国民健康保険税は、世帯主の年金から天引きします。

1. 世帯主が国保の被保険者である
2. 世帯内の国保加入者のかた全員が 65 歳以上 75 歳未満である
3. 年金の年額が 18 万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の 2 分の 1 を超えない

- ・初めて特別徴収となる世帯主には「特別徴収開始通知書」を送付します。
- ・引き続き特別徴収となる世帯主には、毎年 7 月中旬に「国民健康保険税 決定通知書 兼 特別徴収開始通知書」を送付します。